

安八町告示第75号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

平成30年4月26日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり通知する。

平成30年 7月 6日

安八町監査委員 清 伸二
安八町監査委員 山中美恵子

記

第1 監査の請求

1 請求人

[Redacted]

2 請求書の受付

平成30年4月26日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成29年4月27日に食糧費で行われた区長会懇親会費用において3名分が一人あたり約9,144円の支出であり一人あたり5,000円を超える食糧費の宴会支出は社会通念上著しく妥当性を欠き違法もしくは不当である為、5,000円を超える金額を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

- 1 平成29年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
- 2 平成29年度 証拠書類貼付台紙（請求・明細書 [Redacted]
- 3 平成30年4月26日付 情報公開請求書

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成30年5月10日に清伸二監査委員並びに山中美恵子監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断[法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、請求の趣旨にて、平成29年4月27日に行われた区長会懇親会費用について、3名分が一人当たり9,144円である。一人5,000円を超える食糧費の宴会支出は社会通念上著しく妥当性を欠き、違法若しくは不当な支出であるため、5,000円を超える食糧費の支出を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを主張している。

以上より、住民監査請求の要件を満たしていると判断したことから監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成30年5月17日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、5月15日に欠席の連絡があったため、陳述は実施しなかった。

また、新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条第4項の規定に基づき、本請求に係る公金の支出について平成30年5月23日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

総務課を監査対象課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 食糧費について

本件請求に係る食糧費の支出行為がされた時期においては、食糧費の支出等に関する基準等特段の定めは存在しなかった。

平成29年10月1日に安八町食糧費取扱基準が定められ、以後の食糧費の支出に関しては、本基準に則って執行されている。

2 区長及び区長会議について

(1) 区長は、安八町区長設置に関する条例（昭和53年条例第18号）に基づき設置された役職であり、同条例第1条では、地方自治の本旨に則り、円満且つ公正な町政の運営に協力し、住民の福祉の増進と自治振興を図ることを目的としていることが規定されている。

(2) 同条例第4条では、その目的を達成するため、町長の依頼を受け行政に関する事務を補助し区内住民の便益を図るとともに、町長に対し地域の実情等について意見を述べることができると規定されている。

(3) 同条例第5条では、町長は、必要に応じて第1条の目的達成のため区長会議を開き、協力を求めるものとする規定されている。

3 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

(1) 平成29年4月27日、午後3時より安八町役場にて区長会議が行われた。会議には、町長をはじめ関係各課長15人と区長26人が出席し、行政からは各種施策や事業進捗状況の報告や行事等の実施に係る依頼や連絡事項の伝達等が行われ、また、区長からはその内容についての質疑が行われた。懇親会はこの会議に引き続いて羽島市内で行われたものであった。

(2) この会では、行政側の各課課長等と各地区から選出された区長が一堂に会し、親睦を図る機会であるとともに、率直な情報交換や意見表明をする場でもあった。

(3) 本懇親会の出席者は、課長以上等15人及び3人の退任者を含む区長等29人の計44人であり、会の費用の合計額は402,354円であった。

本懇親会の費用の一部は会費として205,000円が支払われているが、退任者の3人については会費を集めていない。当初、食糧費としての支出は合計額から会費を差し引いた197,354円であった。

(4) その後、平成30年1月12日に課長以上15人分の精算として73,500円の戻し入れが行われ、食糧費としての支出は123,854円であった。

(5) 課長以上15人分を除く会の出席者29人で上記を除いた金額は、一人当たり約4,270円であった。

第6 判断にあたっての関係法令等について

1 国家公務員倫理法第6条

国家公務員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置として、贈与等の報告が規定されている。

2 地方自治法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない旨が規定されている。

3 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。

第7 監査の結論

食糧費の支出については、国家公務員倫理法及び同倫理規程が5,000円を超える贈与等を受ける場合に国家公務員に報告義務を課していることから、通常の飲食の範囲として一人当たり5,000円以下を支出の基準として判断した。

また、その支出が社会通念上どこまで認められるかについては、判例によれば、『接遇が社会通念上儀礼の範囲内のものであるかどうかについては、接遇の趣旨及び目的、出席者及び出席人数、接遇の場所、接遇の内容、程度及び費用等を総合的に考慮して判断すべきである。』（東京地裁平成10年11月24日判決）、『職務との関連性の有無、支出団体等の性格、支出対象となる行事等の性格などを総合的に判断すべきである』（横浜地裁平成15年3月19日判決）とされている。

本件請求についてこれをみるに、区長会議及び懇親会は、行政と、地域から選出された区長が町政や地域の課題等について、直接意見交換を行える機会であり、円満且つ公正な町政の運営や住民の福祉の増進を図っていくために必要であると判断でき、普段互いに特段の関わりのない区長が一堂に会し、意見交換や交流を行うことで、行政参画に関する共通認識形成の一助ともなっている。

区長退任者3人分については会費を集めていないが、一人当たりの食糧費の支出としては123,854円を区長29人分で除した約4,270円である。

これは社会通念上認められる範囲を逸脱しているとはいえ、違法若しくは不当な公金の支出であるとは判断できない。

以上のことから、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

食糧費に係る公金の支出については、平成29年10月1日に町が定めた食糧費取扱基準に基づいた適切な執行を求めていくものである。懇親会等の支出にあつては、これまでの慣例にとらわれることなく、社会情勢等も考慮し、その実施の必要性等を改めて検討するとともに、その内容についても、真に必要な支出であるか否かを判断することを求めるものである。